住宅政策本部が施行する建築工事等における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針

第１　基本的考え方

今般、建設業における働き方改革の取組の一環として、猛暑については、過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込むとともに、工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合に、必要に応じて工期及び契約金額を変更するものとする。

なお、本運用指針は、住宅政策本部が施行する建築工事等（都営住宅建築積算要領、都営住宅整備積算要領、都営住宅電気設備積算要領及び都営住宅機械設備積算要領に基づき積算する工事）に適用する。

第２　猛暑による作業不能日数の対象とその取扱い

１　猛暑による作業不能日数の算定の対象

猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点におけるＷＢＧＴ値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が３１以上となった時間とする。

２　工事発注時の取扱い

工事発注に際して見込む猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日（「東京都の休日に関する条例」第１条第１項に規定する東京都の休日及び夏季休暇（３日）を除く。）の８時から 17 時までとし、算定する。

算定に当たっては、上記１に該当する時間を、過去５年間のＷＢＧＴ値データに基づき算出し、日数に換算したものの５年分を平均した日数（小数点以下第一位を四捨五入する。）を、設計図書に明示する。

３　工期の変更に係る取扱い

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記１に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

この日数が、上記２において設計図書に明示する日数と著しく乖離し、受発注者間において協議し必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更し、工期及び契約金額を変更する。

第３　その他

本運用指針によりがたいと工事主管課長が判断する場合、別途個別に運用することができる。

第４　附則

本運用指針は、令和８年８月 26 日以降に起工決定する工事から適用する。